

令和4年第7回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年7月29日(金) 15時00分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	13番 山之内 悟
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 主幹兼グループ長 下久保 弘 主 査 藤原 卓也 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について 6「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性」について

開 会 15時00分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和4年第7回霧島市農業委員会総会を開催いたします。 本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 本日の出席農業委員ですが、13番委員より欠席届が出されておりますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務

	局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 14 番委員と 15 番委員の両名を指名いたします。よろしくお祈りします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 2 件、利用権設定 59 件、中間管理権の設定 20 件の合計 81 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条 6 項の解約通知が 20 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。各地区の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 2 件、筆数 3 筆、面積 4,159 ㎡、利用権設定 59 件、筆数 90 筆、面積 162,202 ㎡、中間管理権設定 20 件、筆数 25 筆、面積 36,878 ㎡、このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご質疑なしと認めます。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 9 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1、霧島 2 を 10 番委員。
10 番委員	報告いたします。2 号 1 番。申請地は国分南中学校の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 575 ㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第 17 条第 2 項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

	<p>続きまして 2 号 2 番。申請地は大田小学校の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 275 m²であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第 17 条第 2 項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、国分 3 と 4 を 18 番委員。
18 番委員	<p>2 号 3 番、4 番続けて報告させていただきます。</p> <p>2 号 3 番。申請地は青葉小学校の南に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 7,573 m²で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。</p> <p>次に 4 番。申請地は小畑公民館の西に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,368 m²で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 5 を 1 番委員。
1 番委員	<p>2 号 5 番。申請地は祝儀園公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,820 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川 6 を 12 番委員。
12 番委員	<p>2 号 6 番を報告します。申請地は山ノ口公民館の北西に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 7,054 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園 7 を 11 番委員
11 番委員	<p>第 2 号 7 番について報告いたします。申請地は大霧公民館の東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 10,449 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人 8 と 9 を 5 番委員

5 番委員	2号8番と9番は受人が同一なので併せて報告します。 申請地は、2号8番は市営菩提寺団地の西に位置し、現況は田である。2号9番は新川公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,733㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。
4 番委員	はい。
議長（会長）	はい4番委員。
4 番委員	できれば3条に関してはフリガナがあった方が、報告するときに漢字だけだと読み方が分からなかったりするので、3条に関してはフリガナを入れてもらおうと報告がしやすいと思います。
議長（会長）	分かりました。事務局よろしくお願ひします。他にございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺1を1番委員。
1 番委員	3号1番。申請地は岩穴自治公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人2を7番委員。
7 番委員	3号2番について報告をいたします。申請地は西光寺公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、平成14年頃山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人3を10番委員。
10 番委員	3号3番について報告をいたします。申請地は見次公民館の北に位置し、現況は通路である。なお、昭和51年頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしてい

	ることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 4 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	3 号 4 番について代理報告をいたします。申請地は下牧之原地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査員の報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
1 番委員	いいですか。
議長（会長）	はい。1 番委員どうぞ。
1 番委員	福山 4 についてですが、左側が太陽光発電施設で右側が畑ですか。
19 番委員	畑ですが、細長い筆が 3 つありますが、3 つとも現在は耕作放棄地になっています。
1 番委員	そこに植林して、木が大きくなっても問題はないですか。
19 番委員	一応、話をしていますが、太陽光の方は特に何もなかったということで、話を聞いたということでした。元々、柿の木が植えてあったところで、柿の木が枯れてしまって、そのあとに植林したいということでした。
1 番委員	はい。分かりました。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、8 月 5 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 18 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 と 2 を 11 番委員。
11 番委員	第 4 号 1 番について報告いたします。申請地は東襲山公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地 5 条許可地、山林、宅地の 3,471.73 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 4,904.73 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 4 号 2 番について報告いたします。申請地は止上公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。なお、令和 4 年 6 月 9 日に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は残土仮置場に

	<p>するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、国分 3 から牧園 4、隼人 5 までを 12 番委員。
12 番委員	<p>4 号 3、4、5 番について報告いたします。まず 4 号 3 番から。申請地は国分湊地区自治公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は保育園 1 棟、園庭、駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続いて 4 号 4 番。申請地は田原公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続いて 4 号 5 番。申請地は小田東公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人 6 を 10 番委員。
10 番委員	<p>4 号 6 番を報告いたします。申請地は松永地区公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。なお、令和 4 年 1 月 10 日頃事務所 2 棟、資材置場、通路にしてしまったという始末書が添付されております。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は事務所 2 棟、資材置場、通路を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分 7 を 13 番に代わり 4 番委員。
4 番委員	<p>4 号 7 番。申請地は敷根集会所の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 8 を 3 番委員。
3 番委員	<p>4 号 8 番を報告いたします。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は茶畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 10 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園 9 を 11 番委員。
11 番委員	<p>4 号 9 番について報告いたします。申請地は田原公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計</p>

	<p>画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、霧島 10 を 2 番委員。
2 番委員	<p>議案第 4 号 10 番。申請地は大田小学校の北東に位置し、現況は宅地である。なお、譲渡人より、昭和 47 年頃住宅を建築し、昭和 57 年頃倉庫を建築してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は一般住宅を建築するものであり、既に実行済である。また、面積超過理由書も添付されています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、隼人 11 と 13 から 15 までを 5 番委員。
5 番委員	<p>4 号 11 番を報告します。申請地は小田東公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 4 号 13 番を報告します。申請地は真孝西集会場の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 4 号 14 番を報告します。申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、面積超過理由書が添付されています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 4 号 15 番を報告します。申請地は富隈地区公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人 16、17 を 7 番委員。
7 番委員	<p>4 号 16 番について報告をいたします。申請地は新溝公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 7 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4 号 17 番について報告をいたします。申請地は高畑公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 8 区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。</p>

	また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく準人 18 を 10 番委員。
10 番委員	4 号 18 番を報告いたします。申請地は中道 2 公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、福山 19 を 19 番に代わり 7 委員。
7 番委員	4 号 19 番について代理報告をいたします。申請地は小巡公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきましてご質疑、ご意見等はありませんか。 私の方から、最後の福山 19 について、この通路の先に大玉神社という神社がございまして、この神社の改修工事が今回行われるということで、それに伴いまして取付道路がないということで、今回通路を作るということになりました。以上です。 他に皆様方の方から何かございませんか。
7 番委員	はい。
議長（会長）	7 番委員どうぞ。
7 番委員	4 号 6 番の一時転用の報告についてですが、最初は野菜を植えていらっしゃったのですが、段々段々土が盛ってあるような感じになってきて、農機具は置いてあったり、コンテナが積んであったりするけど、野菜を植えた形跡が無いような感じになってきて、今後も経過をちゃんと見守っていく必要があるのではないかと思いました。
議長（会長）	はい了解です。それでは地元の推進委員さん方とも協力しながら、現場については見守ってください。よろしくお願ひします。他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、8 月 5 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 2 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 11 番委員。
--------	---

11 番委員	5 号 1 番について報告いたします。申請地は東襲山公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。当初転用目的は社会福祉施設、駐車場であったが、隣接地農地を購入し、駐車場を増設する。今回の転用目的は社会福祉施設 2 棟、駐車場を建設するものである。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われる。排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人 2 を 7 番委員。
7 番委員	5 号 2 番について報告いたします。申請地は山野公民館の南東に位置し、現況は 5 条許可地である。転用目的は当初の計画は建売住宅 8 棟、通路でしたが、変更後は、建売住宅 7 棟、通路を建設するものである。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定をいたしました。

△ 議案第 6 号 「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」についてを議題といたします。 本議案について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	議案第 6 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」についての提案理由をご説明します。 霧島市農業委員会では現在、下限面積を「全域 20 アール」、霧島市空き家バンク制度に登録している家屋に付随する農地の取得等については「1 ㎡」と決定し、運用しているところです。 また、農林水産省通達の「農業委員会の適正な事務実施」において、農業委員会の具体的な取り組みとして、下限面積が適正であるかどうかを毎年確認することとなっております。 従いまして、農家台帳の登載状況等を確認し、農地法施行規則第 17 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号の条件を満たすよう事務局内で検討を行なった結果、下限面積は、現行の 20 アール及び 1 ㎡のままとし、修正の必要性はないものとしてご提案させていただきますのでご審議の程よろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長（会長）	只今、事務局より説明がありました。 農家台帳の登載状況等を確認し、農地法施行規則第 17 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号の条件を満たすよう事務局内で検討を行ないました。結果、下限面積は現行の 20 アール及び 1 ㎡のままとし、修正の必要はないのではないかと提案させていただきます。という内容であ

	りましたが、これについてご意見・ご質疑等は何かございますか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしという声がありましたので、それでは質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第6号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」については、現行の20アール及び1㎡のまま据え置くことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、20アール及び1㎡のまま下限面積を据え置くことに決定をいたしました。 以上で、令和4年第7回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。 次に、皆様方から何か「その他」はございませんか。
17番委員	1点だけ良いですか。
議長（会長）	はい17番委員。
17番委員	議案の中で質問すればよかったんですが、9ページの牧園7について詳しく教えていただきたいんですが、起農計画ということでヨモギ等色々書いてありますが、経営面積が0で今回1町歩からの畑ですが、元々ここを借りて農業をしていて、今回売買ということでしょうか。
議長（会長）	11番委員よろしいですか。
11番委員	現地調査の時に※※さんと話をさせてもらっていますが、元々会社組織の一員としてやっていらっしゃって、今回、新規就農という形で農地を取得するということでした。昔はバラ園でバラを作られていたんですが、今回買う所では、ヨモギ、ハーブは化粧品の材料として買い手が決まっているということで、あとはトマト、キュウリ、ピーマンなどの野菜を作ることです。現地はまだちょっと荒れていますが、重機で耕作するということです。ここは高冷地ですので、野菜作りには特に適している所になります。私からは以上です。
7番委員	この方は、以前、嘉例川の方で朝鮮人参か何かの苗を作られたり、田もきれいに耕作されていました。
議長（会長）	それでは纏めます。※※さんは新規就農ではあるけれども、農業の経験もあるということで問題はないのではないかとということですが。
17番委員	はい。議案には賛成ですが、詳しく聞きたかったものですから。
議長（会長）	他にありませんか。
3番委員	ちょっとよろしいですか。
議長（会長）	はい。
3番委員	10月6日から全国和牛能力共進会がありますよね。あれに農業委員会もスタッフとして出る可能性があるんですか。
事務局	農業委員さん方がということですよ。今のところ何も依頼等はないです。
議長（会長）	各地区において、畜産部会とかから出席の依頼とか、あるいは肉用牛振興会も何かしようかという動きもありますので、そちらの方にはぜひ参加してください。農業委員会としては特別に何もありませんが、個人的に出席される方はぜひ行っていただきたいと思っております。
事務局	農政の方から依頼等ありましたら、すぐにお繋ぎいたします。
議長（会長）	他にございませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは他にないようですので終了させていただきます。 以上で令和4年第7回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。

	最後に、台風が近づいてきております。通過した後で構いませんので、農地あるいは農業用施設等の被害がないか確認をしていただきたいと思います。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 15時55分

14番 _____

15番 _____

19番 _____